

旭川医科大学病院
令和2年度第2回医療安全監査報告書

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

旭川医科大学病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、旭川医科大学病院における医療安全に係る業務の状況について、管理者等からの説明及び聴取、資料閲覧の方法により報告を求めることにより、監査を実施した。

2. 監査の実施日

令和3年3月17日（水） 16：00～16：40

3. 監査の内容及び結果

(1) 医療放射線安全管理体制の概要

単に省令による体制整備ということだけではなく、旭川医科大学病院として、医療従事者の安全と、患者の放射線被ばくのデメリットを最小限にできるよう、病院の安全管理体制と相応する準備を整えていることを評価する。

(2) 重要診断情報伝達漏れ防止システムを用いた画像診断レポート・病理診断報告書の未読，未説明数報告（令和3年2月28日現在）

重要診断情報伝達漏れ防止システムが良好に活用されている。システムを細かく構築しても、それをかいくぐってインシデントやアクシデントは発生するため機械に頼ることなく、引き続き、管理・運用をお願いしたい。

(3) インシデントの概要（令和3年2月分）

インシデント報告数が増加していることが、インシデント報告体制の整備だけではなく、報告がしやすい職場環境も着実に培われていると感じた。インシデントレポートの入力にまだ困難さが残っているとのことなのでブラッシュアップに期待したい。

4. 総括

旭川医科大学病院の医療安全に係る業務について監査を実施し、適正な管理がなされていたと認める。

また、医療安全管理体制が形骸化しないよう、病院全体で取り組む姿勢が感じられる。今後も医療現場において、より一層、医療安全管理体制の充実に努められたい。

令和3年3月17日

旭川医科大学病院医療安全監査委員会
委員長 齊藤 裕輔